

氏 名 宮崎 滋

登録番号 第 22080052 号

事務所名称 宮崎経営労務管理事務所

事務所所在地 静岡県浜松市中央区西伊場町50-33

所属社会保険労務士会 静岡県社会保険労務士会

処分内容 失格処分

処分理由 令和6年3月 20 日から1年間、社会保険労務士の業務の停止処分を受けていたにもかかわらず、

- ① 医療法人Aの労働者に係る雇用保険被保険者離職証明書等3件を令和6年4月2日に作成し、同月3日及び同月9日に掛川公共職業安定所に提出し、
- ② 株式会社Bほか7社に係る健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届等を合計 17 件作成し、令和6年3月 21 日、同月 25 日、同月 26 日、同月 28 日、同月 29 日及び4月2日にそれぞれ電子申請等により日本年金機構に提出し、
- ③ 医療法人Aと社会保険労務士として締結していた「社会保険労務士顧問契約」を解除せず、同顧問契約書に基づき、従前どおり賃金台帳作成、労働・社会保険関係等の相談業務等の社会保険労務士法第2条に規定する社会保険労務士業務を行い、当該顧問先企業に対して社会保険労務士事務所名義で報酬を請求し、同報酬を得ていた

など、業務停止処分に違反して社会保険労務士の業務を行ったものである。

以上の行為は、社会保険労務士法第 25 条の3に定める懲戒処分事由の「この法律に基づく命令若しくは労働社会保険諸法令の規定に違反したとき」に該当するものである。